

# 専門家派遣事業に係る手続きのご案内 (専門家の皆様へ)

## 1. 専門家派遣事業について

当該事業は、公益財団法人沖縄県産業振興公社（沖縄県中小企業支援センター）が中小企業支援法に基づく支援事業として実施するものです。

## 2. 専門家登録について・・・(様式4)

専門家派遣事業は、県内の創業者や中小企業が抱える課題の解決を図り、順調な発展・成長を促進する事業です。県内の創業者や中小企業からの申請があって、初めて専門家への派遣依頼が発生します。また、専門家データベースは、派遣を希望する企業が該当する専門家を探すために利用されます。

専門家事業により派遣される専門家は、『専門家登録申請書』（様式4）を提出し、事前に専門家名簿に登録する必要があります。登録申請書の内容は専門家の資格を確認する資料とするとともに、相談企業とマッチングするときの資料としても活用しますので可能な限り詳細に記入してください。

なお、登録にあたっては中小企業支援センターのプロジェクトマネージャーまたはサブマネージャーとの面談を受けて頂くことが条件になります。

## 3. 診断・助言報告書の提出について・・・(様式6)

専門家は、中小企業等へ診断・助言を実施した後、『専門家派遣事業業務報告書』（様式6）を公社に提出してください。（報告書は謝金・旅費の支払の根拠となります。）

また、複数回にわたって指導を行った場合は、最終の診断・助言を終了した後に報告書を作成し、提出してください。

## 4. 謝金及び旅費について

公社は、診断・助言報告書を受理した後、専門家に対し謝金及び旅費を支払います。なお、派遣費用（謝金及び旅費）の3分の1は、中小企業者の負担となります。

派遣先への移動に際して航空機を使用した場合は、航空券の写し及び領収証を公社へ提出してください。なお、ホテルパックの場合はその旨をお伝えください。陸上交通についての領収書は不要です。

支給経費	支給金額及び基準
謝 金	1回当たり 41,250円（消費税を含む） ※上記は企業負担分を含みます。 指導時間 <b>3時間から4時間程度</b>

<b>旅 費</b> (交通費・宿泊費)	公社より対象企業までの往復にかかる金額（県外の専門家については沖縄県までの旅費を含みます。） 沖縄県旅費条例に準じて積算した額を支給します。 (宿泊費については、9,800円/日：企業負担分含みます。)
-------------------------	---

## 5. 謝金及び旅費の支払について

様式2の報告書に基づき、派遣費用の3分の2は公社がお支払いいたします。3分の1の企業負担分については、公社から派遣企業へ派遣費用通知を送付しますが、請求は、専門家より派遣企業へ行うようお願いします。

※企業負担分の支払いについては、企業から金融機関等の口座振り込み等にて受領してください。現金による受領は原則禁止いたします。

## 6. 守秘義務および営業活動の禁止について

登録専門家は、業務実施上知り得た中小企業等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用しないこととします。

また、専門家派遣事業の趣旨に反する営業活動を禁止いたします。

## 7. 専門家登録データベースの掲載期間の制限について

専門家データベースの精度を高め、情報を刷新するために、一定期間毎に活動状況を審査します。指定した期間に実績がない場合は掲載を取り下げます。ただし、専門家としての登録を解除するものではありません。

また、上記理由から登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに沖縄県産業振興公社までご連絡下さい。登録内容の変更は随時受付いたします。

## 8. 専門家登録の抹消について

専門家からの申し出があった場合、専門家個人が死亡あるいは廃業など活動が不能になったと沖縄県産業振興公社が判断した場合は、専門家登録を抹消します。また、業務履行において不適切と沖縄県産業振興公社が判断した場合も同様の措置を行います。

## 9. お問い合わせ先

公益財団法人 沖縄県産業振興公社

経営支援課（沖縄県中小企業支援センター）

TEL 098-859-6237 FAX 098-859-6233